

中泊町農業委員会会議録

平成28年6月10日

中泊町農業委員会

平成28年度中泊町農業委員会 6月定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年6月10日（金） 午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 中泊町役場別館研修所

3. 出席委員（13人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一	3番	鈴木誠一
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
			11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員（1人）

委 員	10番	長利弘明		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第5号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第6号 農地使用貸借の合意解約通知書について

報告第7号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第8号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第9号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 『農業委員会の適正な事務実施について』の活動の点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について

報告・協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一

次 長 前田和夫

総括主幹 開米るみ子

主 幹 今 雄大

7. 会議の概要

事務局 ただいまから、平成28年度中泊町農業委員会6月定例総会を開会いたします。

事務局 本日、出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長をお願いいたします。

はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。

会長 本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

議長 これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。

会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

それでは、議事録署名委員は、6番長利弘貴委員、7番大川新造委員をお願いいたします。

なお、本日の会議の書記には事務局職員開米総括主幹と今主幹を指名いたします。

以上で日程第2を終わります。

それでは、日程第3の報告第5号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第5号

事務局 3ページをお開き下さい。報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。
平成28年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。今月の貸借の合意解約は、4件ございました。内容については資料のほうをご覧頂きたいと思っております。報告は以上です。

議長 ありがとうございました。ただいまの報告5号について何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長 無いようですので、報告第6号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第6号

事務局

12ページをお開き下さい。報告第6号「農地使用貸借の合意解約通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。
平成28年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

今月の使用貸借の合意解約は2件ございました。内容については資料をご覧頂きたいと思
います。報告は以上です。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第6号について、何かご質問等ございませ
んか。

(質問なし)

無いようですので、報告第7号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第7号

事務局

19ページをお開き下さい。報告第7号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地
移動あっせん委員会(平成28年5月実施分)の結果について、次のとおり報告する。
平成28年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。5月分の農地移動あっせんの申し出は3件ございました。内
容については申出一覧表をご覧いただきたいと思ひます。以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。ただいまの報告第7号について、何かご質問等ございませ
んか。

(質問無し)

無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第8号

議長

議案第8号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とし
ます。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

22ページをお開き下さい。議案第8号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員
会の許可について」農地法施行令第1条の規定により、下記のとおり許可申請の提出があ
ったので審議を求める。平成28年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

議長

議案第8号について、受付番号第13番から17番に係る農地法処理基準第3の8に
基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

長利弘貴
委員

6番 長利です。
それでは報告いたします。
去る6月1日と9日に、私と大川新造委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が5件でございます。いずれも調査した結果、
耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。
以上ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号13番から17番の5件ございました。内訳は贈与が3件、売買が2件、うち1件が農地移動適正化あっせん事業による売買です。

受付番号13番は、田茂木字望月地内の5筆の田27,533平方メートルの親子間の全部贈与です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号14番は、中里字亀山、宮川字種取地内の4筆の畑と田6,735平方メートルの親子間の全部贈与です。譲受人は譲渡人同様にそ菜と米の栽培をするとのことでした。譲受人の農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号15番は、中里字亀山地内の1筆の畑36平方メートル(持分1/2)の親子間の全部贈与です。譲受人は譲渡人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号16番は、尾別字小谷地内の1筆の田9,584平方メートルの農地移動適正化あっせん事業による売買です。譲受人は譲渡人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

す。受付番号17番は、中里字紅葉坂地内のパルナス東側に隣接する1筆の田5,760平方メートルの売買です。通常、市町村が土地収用法により農地を取得する場合は許可が不要となる訳ですが、今回の申請に関しては収用法適用外のために許可の申請があったものです。農地法第3条第2項の例外として「公用又は公共用に供する」場合は、「農地法施行令第6条」の規定により許可できることになっています。今回の申請内容を精査した結果、町民に農業に親しんでもらう為の「体験農園」として利用するとの内容であることから、同項規定に該当するものと思われま

す。受付番号13番～17番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長

ないようですので、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第8号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第9号

議長

続きまして、議案第9号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

27ページをお開き下さい。議案第9号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成28年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成28年6月3日付け中農政第78号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

30ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が2件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターの買入が2件となっています。

受付番号8番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は3,942㎡です。売買価格は78.8万円です。対価の支払い期限は平成28年6月24日を予定しております。

受付番号9番は、あおもり農林業支援センターの買入です。
関係農地は、八幡字日向の農地1筆、地目は田、面積は8,465㎡です。売買価格は338.6万円です。対価の支払い期限は平成28年6月24日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

35ページ～43ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規の設定が7件、再設定が9件で、面積が133,151平方メートルです。

受付番号29番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」6,939平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。

受付番号30番は再設定で、設定する農地は田茂木地内ほか9筆の「田」13,922平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米4俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号31番も再設定で、設定する農地は尾別地内ほか6筆の「田」29,043平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の物納、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号32番も再設定で、設定する農地は福浦地内の2筆の「田」10,971平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり40,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号33番も再設定で、設定する農地は深郷田地内ほか4筆の「田」18,240平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号34番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,221平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号35番は新規の設定で、設定する農地は深郷田地内の1筆の「畑」2,307平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり5,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号36番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の5筆の「田」7,669平方メートルです。期間は3年10ヶ月で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号37番は再設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」2,499平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号38番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」9,587平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号39番は新規の設定で、設定する農地は高根地内の2筆の「田」4,611平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号40番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」1,127平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号41番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田・畑」1,215平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費はありません。

受付番号42番は再設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」7,024平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号43番も再設定で、設定する農地は田茂木地内の3筆の「田」6,431平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1.5俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号44番は新規の設定で、設定する農地は豊島地内の1筆の「田」7,345平方メートルです。期間は3年9ヶ月で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米3俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま

続いて44ページをお開き下さい。申請内容は農地中間管理機構の借入れが5件で設定する農地面積は35,107㎡です。それでは順次ご説明しま

受付番号機構28-1番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」5,782平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのこと

受付番号機構28-2番も新規の設定で、設定する農地は富野地内の1筆の「田」6,393平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのこと

事務局

受付番号機構28-3番も新規の設定で、設定する農地は今泉地内の1筆の「田」4,700平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費はありません。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-4番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の2筆の「田」5,366平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

受付番号機構28-5番も新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の4筆の「田」12,866平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は転借人負担。賃借料は10アール当たり10,000円、支払い方法は、毎年12月20日までに本人名義の口座へ支払うとのことです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第10号

議長

次に、議案第10号『農業委員会の適正な事務実施について』の活動点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

資料の57ページをお開き下さい。
議案第10号『農業委員会の適正な事務実施について』の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について次のとおり承認を求める。
平成28年6月10日提出 中泊町農業委員会会長。

【資料を基に事務局より説明】

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

議 長 議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事 務 局 それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成28年度中泊町農業委員会6月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年6月10日

農業委員会長

署名委員

署名委員
